官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一）　一
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（同二）　六
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七）　七
○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一〇
〔法規的告示〕
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産八二）　一三
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境六）　一三
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七）　一五
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二七）　一六
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
工事一部完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）関係　八〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八七
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第三十六条の三十四　法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　廃止し、又は休止しようとする年月日 ［二～四　略］	**第三十六条の三十四**　法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　廃止又は休止しようとする年月日 ［二～四　同上］
第三十六条の三十五　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所又は乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）第二十条第二項に規定する一般型乳児等通園支援事業に限る。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児（乳児等通園支援事業を行う事業所にあつては、出生の日から六箇月を経過した乳児又は幼児であつて満三歳未満のものに限る。）を対象として一時預かり事業を行うとき　次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。 ［イ～ニ　略］ ホ　乳児等通園支援事業を行う事業所　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（同令第二十条第二項に規定する一般型乳児等通園支援事業に係るものに限る。） 四　［略］ ［②　略］	**第三十六条の三十五**　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　同上］ 三　保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき　次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。 ［イ～ニ　同上］ ［号の細分を加える。］ 四　［同上］ ［②　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第十三号の三様式を次のように改める。

第十三号の三様式（第二十条関係）

表　縦十センチメートル　横八センチメートル

第　号

証明書

令和　年　月　日交付

所属

職名

氏名

市町村長印

右の者は、児童福祉法第十一条の十四第一項、第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十八第一項、第三十四条の十七の三第一項及び第五十六条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法（抄）

第十八条の十六　（略）

②　第十八条の十六の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

③　第一項の規定により認められた権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条の十四　市町村長は、第二十一条の十一第一項の規定により行われる調整等のため必要な限度で、その必要な事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十四条の十七　市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等若しくは小規模保育事業等若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者に対し、関係者に対して質問させ、若しくはこれらの事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十七の三　市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはこれらの事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十八　市町村長は、第二十一条の十一第一項の規定により行われる調整等のため必要な限度で、その必要な事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六条の八　（略）

②～⑥　（略）

⑦　市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の設置者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧～⑬　（略）

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十三号の三様式の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第十三号の三様式の改正規定の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　第十三号の三様式の改正規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第一号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十八条の二　法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第一項若しくは第二項の被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務 三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第三条第一項の居住地の変更、同令第四条の国外への居住地の変更若しくは同令第五条第一項の国内への居住地の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第六条の被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第七条第一項若しくは第二項の氏名等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第八条の被爆者健康手帳の返還に関する事務	**第四十八条の二**　法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］
第四十八条の二の二　法別表九十七の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第一項の医療の給付又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務とする。	［新設］

第六十条の二の二　法別表百十七の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給に関する事務

二　石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第二項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　石綿による健康被害の救済に関する法律による石綿健康被害医療手帳に関する事務

四　石綿による健康被害の救済に関する法律第七条第一項若しくは第八条第一項の認定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　石綿による健康被害の救済に関する法律第九条の認定の取消しに関する事務

六　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）第五条第一項の氏名等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第七条の死亡の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十条の三　法別表百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

［二・三　略］

第六十四条　法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは同法附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十五条　法別表百二十二の二の項の主務省令で定める事務は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第六条第二項の療養費の支給に関する事務とする。

第六十七条の二　法別表百二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三条第一項の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金、同法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費、同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費又は同法第十五条第一項の定期検査手当の支給に関する事務

［新設］

第六十条の三　［同上］

一　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

［二・三　同上］

第六十四条　削除

第六十五条　法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

［新設］

二　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証に関する事務
三　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）第二十二条第一項の氏名等の変更に関する事務

第六十七条の三　［略］

第六十七条の二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の準法定事務は、次の表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。	［同上］
［略］	［同上］
五　都道府県知事	五　都道府県知事
「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの
一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務	一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務
二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通	二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通

知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
五の二　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する関係県の知事	［同上］
「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知）に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であって「水俣病総合対策実施要領」（平成八年一月十二日付け環保企第十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知）第二十二項に規定する療養費の支給に関するもの	［同上］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第七号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～119　略］	［2～119　同上］
120　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条第一項の医療の給付の認定の申請又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第一項の医療の給付の認定の申請又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

121～275　［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～18　略］

19　法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当若しくは同法第二十八条第一項の保健手当の支給の認定の申請又は同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［二・三　略］

四　被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七　被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

［20～83　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～22　略］

23　法別表第三の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七　被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

120～274　［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～18　同上］

19　［同上］

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当若しくは同法第二十八条第一項の保健手当の支給の認定の申請又は同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［二・三　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［20～83　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～22　同上］

23　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

24　法別表第三の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
25～98　［略］
99　法別表第三の二十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第六条第二項の療養費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
100　［略］
101　［略］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［略］
2～17　略
18　法別表第四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～三　略
四　被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
七　被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八　被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
19～82　略
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
2～20　略
21　法別表第五第七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～三　略
四　被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］
24～97　［同上］
［新設］
98　［同上］
99　［同上］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［同上］
2～17　同上
18　［同上］
一～三　同上
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
19～82　同上
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［同上］
2～20　同上
21　［同上］
一～三　同上
［新設］

五 被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］	
六 被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	［新設］	
七 被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］	
八 被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査	［新設］	
22 法別表第五第七号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。		
一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］	
二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答		
23～97 ［略］	22～96 ［同上］	
98 法別表第五第三十二号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］	
一 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認		
二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答		
99 ［略］	97 ［同上］	
100 ［略］	98 ［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五の二の規定に基づき、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和六年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
［略］	［同上］

五　都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
［六～十三　略］	［略］

五の二　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する関係県の知事	「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知）に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「水俣病総合対策実施要領」（平成八年一月十二日付け環保企第十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知）第二十二項に規定する療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「水俣病総合対策実施要領」第二十二項に規定する医療手帳交付者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［六～十三　略］	［略］

第二条　［略］

［一～五　略］

五の二　「水俣病総合対策費補助金交付要綱」に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「水俣病総合対策実施要領」第二十二項に規定する療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ　「水俣病総合対策実施要領」第二十二項に規定する医療手帳交付者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［六～十一　略］

五　都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
［六～十三　同上］	［同上］

第二条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

［六～十一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八十二号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘九毛
	令和七年十月一日から令和七年十二月三十一日まで	年一分七厘一毛
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘六毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘一毛
	令和七年十月一日から令和七年十二月三十一日まで	年一分五厘三毛
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘五毛

法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘九毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘一毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

○環境省告示第六号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月二十九日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S―ベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名プロスルホカルブ）	36μg／l
（略）	
（*E*）―１―[（６―クロロ―３―ピリジル）メチル]―*N*―ニトロイミダゾリジン―２―イミン（別名イミダクロプリド）	1.9μg／l
（略）	
１―[（１*RS*）―１，２―ジメチルプロピル]―*N*―エチル―５―メチル―*N*―ピリダジン―４―イル―１*H*―ピラゾール―４―カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	3,000μg／l
１―（３―クロロ―４，５，６，７―テトラヒドロピラゾロ［１，５―*a*］ピリジン―２―イル）―５―［（シクロプロピルメチル）アミノ］―１*H*―ピラゾール―４―カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.57μg／l
４―クロロ―２―フルオロ―５―[（*RS*）―（２，２，２―トリフルオロエチル）スルフィニル]フェニル５―[（トリフルオロメチル）チオ]ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	0.63μg／l

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３―メトキシカルボニルアミノフェニル＝３―メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）	140mg／kg体重

改正前

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S―ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ）	49μg／l
（略）	
１―（６―クロロ―３―ピリジルメチル）―*N*―ニトロイミダゾリジン―２―イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	1.9μg／l
（略）	
１―[（１*RS*）―１，２―ジメチルプロピル]―*N*―エチル―５―メチル―*N*―ピリダジン―４―イル―１*H*―ピラゾール―４―カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	3,000μg／l
（新設）	
（新設）	

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３―メトキシカルボニルアミノフェニル＝３―メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）	140mg／kg体重

（*E*）－１－［（６－クロロ－３－ピリジル）メチル］－*N*－ニトロイミダゾリジン－２－イミン（別名イミダクロプリド）	7.4mg／kg体重
１－（３－クロロ－４，５，６，７－テトラヒドロピラゾロ［１，５－*a*］ピリジン－２－イル）－５－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１*H*－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	140mg／kg体重
４－クロロ－２－フルオロ－５－［（*RS*）－（２，２，２－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル５－［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	8.2mg／kg体重
S－ベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名プロスルホカルブ）	160mg／kg体重

別表第三（第三号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
１－［（１*RS*）－１，２－ジメチルプロピル］－*N*－エチル－５－メチル－*N*－ピリダジン－４－イル－１*H*－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	2.0μg／bee	1.7μg／bee	0.82μg／bee／day	1.8μg／bee
（*E*）－１－［（６－クロロ－３－ピリジル）メチル］－*N*－ニトロイミダゾリジン－２－イミン（別名イミダクロプリド）	0.0027μg／bee	0.0022μg／bee	0.00052μg／bee／day	0.33μg／bee
１－（３－クロロ－４，５，６，７－テトラヒドロピラゾロ［１，５－*a*］ピリジン－２－イル）－５－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１*H*－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	４μg／bee	４μg／bee	—	4.4μg／bee
４－クロロ－２－フルオロ－５－［（*RS*）－（２，２，２－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル５－［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	４μg／bee	20μg／bee	—	0.84μg／bee

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

別表第三（第三号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
１－［（１*RS*）－１，２－ジメチルプロピル］－*N*－エチル－５－メチル－*N*－ピリダジン－４－イル－１*H*－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	2.0μg／bee	1.7μg／bee	0.82μg／bee／day	1.8μg／bee

（新設）

（新設）

（新設）

○環境省告示第七号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月二十九日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
N―ベンジル―７*H*―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	0.16mg／l
（略）	
１―[(１*RS*）―１，２―ジメチルプロピル]―*N*―エチル―５―メチル―*N*―ピリダジン―４―イル―１*H*―ピラゾール―４―カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	0.55mg／l
４―[(５*S*）―５―（３，５―ジクロロ―４―フルオロフェニル）―５―（トリフルオロメチル）―４，５―ジヒドロイソキサゾール―３―イル]―*N*―[(４*R*）―２―エチル―３―オキソイソキサゾリジン―４―イル]―２―メチルベンザミド並びにその（５*R*，４*R*）、（５*R*，４*S*）及び（５*S*，４*S*）異性体の混合物（別名イソシクロセラム）	0.02mg／l
２，３―ジヒドロ―２，２―ジメチルベンゾフラン―７―イル[(ジブチルアミノ)チオ]メチルカルバマート（別名カルボスルファン）	カルボスルファンとして0.01mg／l、且つ、２，３―ジヒドロ―２，２―ジメチルベンゾフラン―７―イルメチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg／l
エチル*N*―{[{[(２，３―ジヒドロ―２，２―ジメチルベンゾフラン―７―イル）オキシ]カルボニル}（メチル）アミノ]チオ}―*N*―イソプロピル―β―アラニナート（別名ベンフラカルブ）	ベンフラカルブとして0.023mg／l、且つ、２，３―ジヒドロ―２，２―ジメチルベンゾフラン―７―イルメチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg／l

改正前

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
N^{6}―ベンジルアデニン又は*N*―ベンジル―１*H*―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	0.16mg／l
（略）	
１―[(１*RS*）―１，２―ジメチルプロピル]―*N*―エチル―５―メチル―*N*―ピリダジン―４―イル―１*H*―ピラゾール―４―カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	0.55mg／l
（新設）	
（新設）	
（新設）	

その他告示

○財務省告示第二十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第152回	49,500,000円	49,480,290円
〃	第153回	59,510,000円	59,486,302円
〃	第154回	31,900,000円	31,887,296円
〃	第155回	70,270,000円	70,242,024円
〃	第156回	157,860,000円	157,797,132円
〃	第157回	260,540,000円	260,436,226円
〃	第158回	360,400,000円	360,256,446円
〃	第159回	237,920,000円	237,825,234円
〃	第160回	110,550,000円	110,505,970円
〃	第161回	201,680,000円	201,535,396円
〃	第162回	683,330,000円	682,295,450円
〃	第163回	151,660,000円	151,599,602円
〃	第164回	112,950,000円	112,905,016円
〃	第165回	84,640,000円	84,606,296円
〃	第166回	183,460,000円	183,226,146円
〃	第167回	275,530,000円	275,134,854円
〃	第168回	362,170,000円	361,333,489円
〃	第169回	500,930,000円	499,337,825円
〃	第170回	482,720,000円	481,258,338円
〃	第171回	286,530,000円	285,894,305円
〃	第172回	790,660,000円	788,265,894円
〃	第173回	1,370,850,000円	1,367,136,138円
〃	第174回	2,660,330,000円	2,649,971,295円
〃	第175回	40,000,000円	39,797,880円
〃	第176回	10,000,000円	9,953,148円
〃	第177回	20,000,000円	19,903,568円
〃	第178回	53,000,000円	52,719,778円
〃	第179回	5,500,000円	5,477,034円
〃	第181回	2,000,000円	1,992,425円
〃	第186回	41,430,000円	41,426,629円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第118回	49,300,000円	49,280,364円
〃	第119回	51,600,000円	51,579,452円
〃	第120回	27,300,000円	27,289,132円
〃	第121回	33,120,000円	33,106,816円
〃	第122回	83,200,000円	83,166,860円
〃	第123回	87,160,000円	87,125,282円
〃	第124回	85,000,000円	84,966,142円
〃	第125回	205,530,000円	205,448,132円
〃	第126回	307,550,000円	307,427,494円
〃	第127回	164,800,000円	164,734,354円
〃	第128回	34,500,000円	34,486,260円
〃	第129回	209,300,000円	209,216,636円
〃	第130回	174,610,000円	174,540,450円
〃	第131回	167,750,000円	167,683,190円
〃	第132回	197,540,000円	197,461,316円
〃	第133回	149,300,000円	149,240,532円
〃	第134回	115,200,000円	115,154,120円
〃	第135回	118,300,000円	118,252,882円

〃	第136回	93,000,000円	92,962,958円
〃	第137回	175,890,000円	175,819,942円
〃	第138回	163,940,000円	163,874,702円
〃	第139回	195,060,000円	194,982,294円
〃	第140回	93,500,000円	93,462,762円
〃	第141回	489,200,000円	488,927,186円
〃	第142回	640,740,000円	639,821,058円
〃	第143回	568,060,000円	567,381,104円
〃	第144回	864,180,000円	862,940,600円
〃	第145回	679,000,000円	678,242,622円
〃	第146回	387,700,000円	387,422,020円
〃	第147回	162,700,000円	162,622,236円
〃	第148回	75,600,000円	75,569,892円
〃	第149回	586,590,000円	585,935,712円
〃	第150回	684,060,000円	682,915,394円
〃	第151回	1,205,270,000円	1,202,100,744円
〃	第152回	2,472,100,000円	2,463,826,716円
〃	第153回	1,136,810,000円	1,134,545,424円
〃	第154回	678,810,000円	677,836,452円
〃	第155回	642,840,000円	641,559,442円
〃	第156回	699,440,000円	697,600,834円
〃	第157回	1,390,260,000円	1,386,272,004円
〃	第158回	2,110,340,000円	2,102,777,594円
〃	第159回	2,274,140,000円	2,263,477,895円
〃	第160回	2,419,000,000円	2,407,242,087円
〃	第161回	1,065,650,000円	1,062,356,588円
〃	第162回	3,164,470,000円	3,151,610,211円
〃	第163回	3,427,130,000円	3,414,568,116円
〃	第164回	8,100,260,000円	8,061,638,676円
〃	第165回	72,000,000円	71,581,152円
〃	第166回	10,000,000円	9,943,711円
〃	第168回	11,700,000円	11,633,497円
〃	第169回	5,000,000円	4,975,349円
〃	第170回	6,000,000円	5,977,267円
〃	第171回	50,000円	49,776円
〃	第172回	5,000,000円	4,984,614円
〃	第173回	3,000,000円	2,993,304円
〃	第176回	123,870,000円	123,857,885円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第70回	26,340,000円	26,185,743円
〃	第71回	42,410,000円	42,166,687円
〃	第72回	125,120,000円	124,357,296円
〃	第73回	47,260,000円	46,977,567円
〃	第74回	28,330,000円	28,167,965円
〃	第75回	130,090,000円	129,364,378円
〃	第76回	378,930,000円	376,710,684円
〃	第77回	20,970,000円	20,849,695円
〃	第78回	79,840,000円	79,353,321円
〃	第79回	46,930,000円	46,649,536円
〃	第80回	39,450,000円	39,234,108円
〃	第81回	158,920,000円	158,033,587円
〃	第82回	215,760,000円	214,496,363円
〃	第83回	843,370,000円	838,531,362円
〃	第84回	79,010,000円	78,528,384円
〃	第85回	31,260,000円	31,073,188円

〃	第86回	104,640,000円	104,029,802円
〃	第87回	153,160,000円	152,305,704円
〃	第88回	103,450,000円	102,844,134円
〃	第89回	58,150,000円	57,816,390円
〃	第90回	116,700,000円	115,988,637円
〃	第91回	89,340,000円	88,806,088円
〃	第92回	221,240,000円	219,962,568円
〃	第93回	131,090,000円	130,358,837円
〃	第94回	111,160,000円	110,508,974円
〃	第95回	192,080,000円	190,978,029円
〃	第96回	222,490,000円	221,133,754円
〃	第97回	71,030,000円	70,605,512円
〃	第98回	202,070,000円	200,932,410円
〃	第99回	247,280,000円	245,900,728円
〃	第100回	241,150,000円	239,737,666円
〃	第101回	245,490,000円	244,081,594円
〃	第102回	157,890,000円	156,927,555円
〃	第103回	222,410,000円	221,080,825円
〃	第104回	138,870,000円	138,087,597円
〃	第105回	144,830,000円	144,022,178円
〃	第106回	128,970,000円	128,214,676円
〃	第107回	357,370,000円	355,319,712円
〃	第108回	394,600,000円	392,194,597円
〃	第109回	412,270,000円	409,806,144円
〃	第110回	498,210,000円	495,388,161円
〃	第111回	328,730,000円	326,896,400円
〃	第112回	314,510,000円	312,668,017円
〃	第113回	563,520,000円	560,286,959円
〃	第114回	248,260,000円	246,746,670円
〃	第115回	391,050,000円	388,712,968円
〃	第116回	467,200,000円	464,538,163円
〃	第117回	582,520,000円	579,270,780円
〃	第118回	623,150,000円	619,500,363円
〃	第119回	502,630,000円	499,746,309円
〃	第120回	709,180,000円	704,856,962円
〃	第121回	22,890,000円	22,753,207円
〃	第122回	59,140,000円	58,807,326円
〃	第123回	22,030,000円	21,907,132円
〃	第124回	62,420,000円	62,054,438円
〃	第125回	91,320,000円	90,796,092円
〃	第126回	234,340,000円	232,911,524円
〃	第127回	456,200,000円	453,473,617円
〃	第128回	324,980,000円	323,145,673円
〃	第129回	473,580,000円	470,938,436円
〃	第130回	306,480,000円	304,685,034円
〃	第131回	243,060,000円	241,665,539円
〃	第132回	990,510,000円	984,472,005円
〃	第133回	248,490,000円	247,004,960円
〃	第134回	204,260,000円	203,103,378円
〃	第135回	184,200,000円	183,172,583円
〃	第136回	282,770,000円	281,113,910円
〃	第137回	166,300,000円	165,345,920円
〃	第138回	247,350,000円	245,842,212円
〃	第139回	256,260,000円	254,728,521円

〃	第140回	272,870,000円	271,311,507円
〃	第141回	1,943,330,000円	1,932,490,257円
〃	第142回	431,420,000円	428,893,321円
〃	第143回	582,450,000円	579,108,395円
〃	第144回	740,490,000円	735,976,142円
〃	第145回	648,180,000円	644,306,297円
〃	第146回	1,672,180,000円	1,663,292,139円
〃	第147回	672,220,000円	668,470,471円
〃	第148回	708,880,000円	704,728,309円
〃	第149回	544,670,000円	541,545,145円
〃	第150回	680,650,000円	676,500,922円
〃	第151回	470,750,000円	467,936,673円
〃	第152回	1,032,520,000円	1,026,671,926円
〃	第153回	536,320,000円	533,328,501円
〃	第154回	980,950,000円	975,204,855円
〃	第155回	831,300,000円	826,530,698円
〃	第156回	976,080,000円	970,130,026円
〃	第157回	595,820,000円	592,259,225円
〃	第158回	962,380,000円	957,177,318円
〃	第159回	931,810,000円	926,612,499円
〃	第160回	512,290,000円	509,289,680円
〃	第161回	977,060,000円	971,454,418円
〃	第162回	655,580,000円	651,583,747円
〃	第163回	774,720,000円	770,090,068円
〃	第164回	1,243,620,000円	1,236,579,538円
〃	第165回	789,170,000円	784,768,140円
〃	第166回	703,030,000円	698,912,566円
〃	第167回	905,020,000円	899,827,743円
〃	第168回	653,120,000円	649,138,753円
〃	第169回	965,040,000円	959,272,654円
〃	第170回	1,064,070,000円	1,057,978,894円
〃	第171回	906,880,000円	901,835,316円
〃	第172回	844,100,000円	839,156,372円
〃	第173回	813,580,000円	808,934,083円
〃	第174回	1,300,880,000円	1,292,950,087円
〃	第175回	1,103,400,000円	1,096,805,765円
〃	第176回	2,805,980,000円	2,789,354,982円
〃	第177回	23,000,000円	22,834,230円
〃	第178回	23,820,000円	23,669,660円
〃	第179回	8,000,000円	7,954,489円
〃	第180回	30,000,000円	29,834,277円
〃	第181回	13,000,000円	12,938,016円
〃	第182回	1,000,000円	996,463円
〃	第183回	5,000,000円	4,979,042円
〃	第188回	62,620,000円	62,614,339円
合　　計		99,067,750,000円	98,625,221,842円

官報告示

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月29日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	実施時期	図名	縮尺レベル
電子地形図50000	令和７年	佐幌岳	50000
〃	〃	西達布	〃
〃	〃	山部	〃

〃	〃	幾春別岳	〃	〃	〃	能登飯田	〃
〃	〃	新得	〃	〃	〃	宝立山	〃
〃	〃	落合	〃	〃	〃	輪島	〃
〃	〃	石狩金山	〃	〃	〃	小千谷	〃
〃	〃	石狩鹿島	〃	〃	〃	岡野町	〃
〃	〃	御影	〃	〃	〃	柿崎	〃
〃	〃	千栄	〃	〃	〃	高田西部	〃
〃	〃	日高	〃	〃	〃	十日町	〃
〃	〃	紅葉山	〃	〃	〃	高田東部	〃
〃	〃	札内岳	〃	〃	〃	越後湯沢	〃
〃	〃	幌尻岳	〃	〃	〃	苗場山	〃
〃	〃	岩知志	〃	〃	〃	飯山	〃
〃	〃	穂別	〃	〃	〃	四万	〃
〃	〃	鷲宿	〃	〃	〃	岩菅山	〃
〃	〃	角館	〃	〃	〃	中野	〃
〃	〃	刈和野	〃	〃	〃	穴水	〃
〃	〃	羽後和田	〃	〃	〃	剱地	〃
〃	〃	新町	〃	〃	〃	七尾	〃
〃	〃	六郷	〃	〃	〃	富来	〃
〃	〃	大曲	〃	〃	〃	氷見	〃
〃	〃	本荘	〃	〃	〃	石動	〃
〃	〃	川尻	〃	〃	〃	津幡	〃
〃	〃	横手	〃	〃	〃	御殿場	〃
〃	〃	浅舞	〃	〃	〃	富士宮	〃
〃	〃	矢島	〃	〃	〃	沼津	〃
〃	〃	焼石岳	〃	〃	〃	吉原	〃
〃	〃	稲庭	〃	〃	〃	修善寺	〃
〃	〃	湯沢	〃	〃	〃	駒越	〃
〃	〃	鳥海山	〃	〃	〃	下田	〃
〃	〃	栗駒山	〃	〃	〃	奥津	〃
〃	〃	秋ノ宮	〃	〃	〃	湯本	〃
〃	〃	羽前金山	〃	〃	〃	根雨	〃
〃	〃	大沢	〃	〃	〃	横田	〃
〃	〃	岩ヶ崎	〃	〃	〃	津山西部	〃
〃	〃	鳴子	〃	〃	〃	勝山	〃
〃	〃	新庄	〃	〃	〃	上石見	〃
〃	〃	清川	〃	〃	〃	多里	〃
〃	〃	象潟	〃	〃	〃	福渡	〃
〃	〃	酒田	〃	〃	〃	呰部	〃
〃	〃	吹浦	〃	〃	〃	新見	〃
〃	〃	鶴岡	〃	〃	〃	庄原	〃
〃	〃	三瀬	〃	〃	〃	岡山北部	〃
〃	〃	珠洲岬	〃	〃	〃	高梁	〃

〃	〃	油木	〃
〃	〃	上下	〃
〃	〃	神子元島	〃
〃	〃	霧島山	〃
〃	〃	栗野	〃
〃	〃	宮之城	〃
〃	〃	西方	〃
〃	〃	国分	〃
〃	〃	加治木	〃
〃	〃	川内	〃
〃	〃	羽島	〃
〃	〃	岩川	〃
〃	〃	鹿児島	〃
〃	〃	伊集院	〃
〃	〃	鹿屋	〃
〃	〃	垂水	〃
〃	〃	加世田	〃
〃	〃	野間岳	〃
〃	〃	内之浦	〃
〃	〃	大根占	〃
〃	〃	開聞岳	〃
〃	〃	枕崎	〃
〃	〃	坊	〃
〃	〃	辺塚	〃
〃	〃	佐多岬	〃
〃	〃	中之島	〃
〃	〃	諏訪之瀬島	〃
〃	〃	宝島	〃

備考　地図の提供開始日　令和８年１月30日

種類		実施時期	区域	摘要
基盤地図情報	・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和７年度	全国	令和８年１月版

備考　地図の提供開始日　令和８年１月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年１月29日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県坂東市弓田字猪子から茨城県坂東市弓田字埃倉まで	新設工事	令和８年１月30日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県坂東市弓田字立山から茨城県坂東市弓田字立川まで	新設工事	令和８年１月30日

高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第５号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年１月29日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　正

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
中央自動車道西宮線	滋賀県犬上郡多賀町	改築工事	令和８年１月30日

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

札幌市中央区南一条西四丁目一六番地
株式会社あぐりツーリズムネット
代表清算人　山崎　紀史

解散公告

当社は、令和七年十月三十日解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

宮城県東松島市赤井字鷲塚二六
ＪｏｙＢｉｚ合同会社
清算人　佐藤　新

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

仙台市太白区秋保町湯向二九番地の二〇
有限会社長永不動産
清算人　長谷川永二

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

山形県西置賜郡白鷹町大字菖蒲一四七六番地の一
株式会社岡崎総合保険
代表清算人　岡崎　鹿造

解散公告

当社は、令和八年一月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

茨城県かすみがうら市下稲吉三一八五―一二
合同会社楽歩
代表清算人　山田　優

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

茨城県稲敷郡美浦村大字大山二八七三番地一
株式会社ＦＵＳＩＯＮ　Ｂｏａｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅ
代表清算人　河内　正

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

埼玉県戸田市大字新曽一三一三番地の一
有限会社宮園印刷
清算人　宮園　博

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

埼玉県三郷市早稲田二丁目五番一五号清水ビル三Ｆ
菊丸商事運輸倉庫株式会社
代表清算人　竹本　裕美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県市原市若宮四丁目一一番地一

有限会社共生

清算人　小堀　道江

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県千葉市稲毛区長沼原町四三〇番地九

本洲警備保障株式会社

代表清算人　村山　祥子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県千葉市中央区新宿二―二―五藤ビル六階

ＡＣＣＯＬＡＤＥ　ＣＯＮＳＵＬＴＩＮＧ株式会社

代表清算人　星野　真叶

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県柏市若柴二七六番地一中央一六二街区一ＰＣ柏の葉キャンパスサウスマークタワー二〇〇四号

株式会社豊山会

代表清算人　柳　清

解散公告

当社は、令和七年十一月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン60・四五階

InterAmerica Stage Tokyo合同会社

清算人　ブラック・セカンド・アロン・トマス

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒Ｇビル七階

株式会社ファンズデータ

代表清算人　庭瀬　友昭

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四号室アークアウトソーシング株式会社内

ＴＳＢ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　髙橋　圭祐

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都港区南麻布二丁目四番五号

皆川機械株式会社

代表清算人　皆川奈穂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都目黒区平町一丁目二四番九号

合同会社有田英語事務所

清算人　有田勇一郎

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都墨田区両国二丁目一七番一七号両国ダイヤハイツ二〇二―Ｇ

鋭創精機株式会社

代表清算人　沈　志旺

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

一般社団法人サトリプロジェクト

代表清算人　井上久美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区永田町二丁目一七番四号笠松千代田ビル一〇一号室

Ａｎｇｅｌ　Ｂｒｉｄｇｅ　Ｄｅａｌ―ｂｙ―Ｄｅａｌ　Ｆｕｎｄ八号株式会社

代表清算人　河西佑太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所

ネオパス・ツー一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所

合同会社ネオパス・リブラ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京レジ１３一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京レジ１３合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都中野区中野五丁目五二番一五号

株式会社ユアサ工務店

代表清算人　湯浅　紀代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都杉並区高井戸東二丁目三番八号

アスクアスビジネスパートナー合同会社

代表清算人　二宮　和裕

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋二丁目六番六号

株式会社ＣＪＰシステムソリューションズ

代表清算人　松永　和子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋二丁目六番六号

株式会社シージェーピーグラフィックス

代表清算人　松永　和子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー三一階

スペースクラフト・エージェンシー株式会社

代表清算人　丹下　英樹

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社コートヒルズラディ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都大田区上池台一丁目三〇番七号

株式会社城南健康医科学研究所

代表清算人　平泉　裕

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区新宿二丁目五番一二号ＦＯＲＥＣＡＳＴ新宿ＡＶＥＮＵＥ六階

アレリスアルミニウムジャパン株式会社

代表清算人　サチン・ヤシュワント・サットピュート

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

神奈川県座間市小松原一丁目一五番一八号

株式会社ひまわり

代表清算人　山寺　範佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

横浜市神奈川区二ツ谷町一番地一三

株式会社バングローブ

代表清算人　小林　奈那

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

石川県金沢市本町一丁目五番二号

Ｔｈｅ　Ｇｏｌｆ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　木原　彩

解散公告

当社は、令和八年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

長野県東御市祢津二九二九

キューオーエル株式会社

代表清算人　北沢　眞澄

解散公告

当社は、令和一年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

名古屋市熱田区沢上一丁目二番一二号

株式会社ハウジングアート

代表清算人　丹羽　圭樹（木全　圭樹）

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

愛知県知立市上重原町寺内七〇番地

特定非営利活動法人まちづくり重原

清算人　宮地　秀明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番一九号

有限会社名古屋留学センター

清算人　鈴木　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

名古屋市中区栄三丁目三番二一号

株式会社アース

代表清算人　土田　育郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

三重県四日市市諏訪栄町七番一七号

株式会社リンド

代表清算人　藤牧身江子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

三重県伊勢市旭町四四四番地一

公益財団法人伊勢市壺園公社

代表清算人　藤本　亨

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

三重県津市雲出本郷町二四〇三番地

株式会社カネックス

代表清算人　金子　誉

解散公告

当社は、令和八年一月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

滋賀県守山市木浜町一六五〇番地の四

株式会社今江工務店

代表清算人　今江　一樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

京都府与謝郡与謝野町字算所八三番地の一

有限会社加悦レンタカー

清算人　青木　茂信

解散公告

当社は、令和八年一月十三日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二一一二

株式会社ｃｏｍｃｅｐｔ

代表清算人　稲船　敬二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市天王寺区真法院町一七番一二号

株式会社エアー

代表清算人　土田　育郎

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第４ビル九階九二三―六三六

特定非営利活動法人ＦＣＳデベロップメントインターナショナル

清算人　原　裕二

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪府枚方市春日元町二丁目二六番四号

株式会社新田鉄筋

代表清算人　新田　憲雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市北区西天満五丁目一番九号

株式会社日櫻コンサルタント

代表清算人　吉田　隆一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

神戸市東灘区御影二丁目五番一一号一〇一号室

株式会社あやたか

代表清算人　中野　孝信

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

兵庫県姫路市御国野町国分寺八〇六番地

有限会社ヒライベッツ

清算人　平井　敏雄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

奈良市大宮町二丁目三番五二―六〇五号

有限会社組織デザイン研究所

清算人　本山　雅英

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

鳥取県米子市道笑町二丁目二四二番地

有限会社高橋コンピューター会計

清算人　高橋美都子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

岡山県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社船穂塗装

清算人　中野　八衛

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二か月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

岡山県浅口市金光町大谷一八〇〇番地一

サニー株式会社

代表清算人　石井　寛範

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二か月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

香川県小豆郡土庄町甲六一九〇番地の六

旭屋有限会社

清算人　岡田　健三

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

愛媛県松山市来住町一三九五番地一

有限会社天野電話設備商会

清算人　天野　正彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

高知県高岡郡四万十町大正四三四番地

有限会社いのうち

清算人　井内　倍代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

高知県高岡郡四万十町東川角乙九一七番地三

有限会社吉本建設

清算人　吉本　春代

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

北九州市小倉南区上石田四丁目一二番三号

ＮＰＯ法人ＡＮＧＥＬ　ＷＩＮＧＳ

清算人　藤澤　健児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福岡市博多区美野島三―八―一―二〇二

株式会社旺龍

代表清算人　屋村　祐司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福岡県北九州市八幡東区竹下町二番八号

一般社団法人メビウスネットｐｌｕｓ

代表清算人　原田　久志

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大分市金池町二丁目一一番一号

大分運輸株式会社

代表清算人　重光　厚志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目二番七号

株式会社海溝経営

代表清算人　城間　源哲

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

沖縄県宜野湾市普天間二丁目一三番一一号

二Ｆ　公益社団法人宜野湾青年会議所

代表清算人　赤嶺　舞

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和七年十一月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

群馬県前橋市広瀬町三丁目六番地の六

医療法人澤渡内科循環器科医院

清算人　澤渡　誠志

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都北区赤羽南一丁目九番一一号赤羽南ビル三階　医療法人社団健森会

清算人　坪倉　栄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市平野区長吉六反三丁目二一番一三号

医療法人佐々木産婦人科医院

清算人　佐々木　隆

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪府枚方市養父西町三二番八号

医療法人おがわファミリークリニック

清算人　尾川　裕史

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月十三日の福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福島県いわき市平字材木町四六番地

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合

代表清算人　野沢　達也

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福井県三方上中郡若狭町島の内第一四号二番地　農事組合法人ＭＭＫ

清算人　熊谷　竜太

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月四日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

（登記簿上の主たる事務所）
岐阜県中津川市中津川二〇五〇番地の一
宗教法人御嶽教三吉中津川市教会
清算人　弁護士　森本　真仁
連絡先　岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階　水野・森本法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は令和八年一月二十日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地
西尾天神前土地区画整理組合
清算人代表　鈴木　徹郎

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市福島区海老江二丁目一番三六号
医療法人友愛会（社団）
清算人　松本　直彦

商号変更のお知らせ

令和七年十月一日開催の臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

新商号　ＮＴＴ　ＲＥＣ株式会社
旧商号　エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社
変更年月日　令和八年一月一日

令和八年一月二十九日
東京都千代田区岩本町二丁目九番七号
ＮＴＴ　ＲＥＣ株式会社
代表取締役社長　新居　丈司

第７期決算公告

令和８年１月29日

仙台市青葉区中央二丁目９番１号
エドワード・グループ・ホールディングス株式会社
代表取締役　金野　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	387,748	流動負債	131,532
固定資産	210,107	固定負債	38,376
		株主資本	427,946
		資本金	100,000
		資本剰余金	31,810
		資本準備金	6,810
		その他資本剰余金	25,000
		利益剰余金	296,135
		その他利益剰余金	296,135
		（うち当期純利益）	(227,969)
資産合計	597,855	負債・純資産合計	597,855

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社日本文化センター友の会
二、代表者の氏名　代表取締役　品川　博美
三、主たる営業所の名称及び所在地　日本文化センター友の会事務局　東京都新宿区高田馬場一丁目四番一五号
四、その他の営業所の名称及び所在地　池袋支店　東京都豊島区東池袋一丁目二一番一一号
五、許可年月日　昭和五十四年一月四日
六、認可失効年月日　令和七年六月二十三日
七、営業保証金等の金額
①　営業保証金の額　十五万円
②　前受業務保証金の額　六億八百三十万円
八、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。
九、前号の申出書の提出がないときは、第七号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

令和八年一月二十九日
東京都新宿区高田馬場一丁目四番一五号
株式会社日本文化センター友の会
代表取締役　品川　博美

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素は、ご利用頂き厚く御礼申し上げます。
この度、令和七年三月十一日で利用終了しました当社発行の広電ゴルフプリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律の規定に基づき、払戻しを行います。
残高のある広電ゴルフプリペイドカードをお持ちのお客様は、令和八年一月二十九日から令和八年四月三十日までの間に、当社広電ゴルフのフロントまでお申し出頂きますようお願い申し上げます。
なお、右記期間中に申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和八年一月二十九日
広島市中区東千田町二丁目九番二九号
株式会社ヒロデンプラザ
代表取締役　佐伯　一夫

第18期決算公告　令和８年１月29日
東京都渋谷区恵比寿１丁目19番19号
ＳｔｏｃｋＴｅｃｈ株式会社
代表取締役　木村　紀章
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,117,336
	固定資産	1,004,496
	繰延資産	8,069
	資産合計	2,129,903
負債及び純資産の部	流動負債	717,162
	固定負債	700,293
	株主資本	712,448
	資本金	60,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	602,448
	その他利益剰余金	602,448
	（うち当期純利益）	(12,918)
	負債・純資産合計	2,129,903

第29期決算公告
令和８年１月29日
茨城県坂東市鵠戸1242―７
加藤自動車販売株式会社
代表取締役　夏目　正治
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	89,966
	固定資産	56,752
	資産合計	146,718
負債及び純資産の部	流動負債	113,720
	株主資本	32,997
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,997
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	22,797
	（うち当期純利益）	(5,776)
	負債・純資産合計	146,718

第４期決算公告

令和８年１月29日
東京都千代田区有楽町一丁目13番２号
Ｊ－ＳＴＡＲアセットマネジメント株式会社
代表取締役　原田　健一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,315
	繰延資産	764
	資産合計	97,080
負債及び純資産の部	流動負債	13,069
	株主資本	84,010
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	14,010
	その他利益剰余金	14,010
	（うち当期純利益）	(15,899)
	負債・純資産合計	97,080

第20期決算公告

令和８年１月29日
東京都千代田区有楽町一丁目13番２号
Ｊ－ＳＴＡＲ株式会社
代表取締役　原　　禄郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,305,003
	固定資産	2,034,622
	資産合計	3,339,625
負債及び純資産の部	流動負債	1,262,576
	固定負債	27,600
	株主資本	2,049,449
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,999,449
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,986,949
	（うち当期純利益）	(99,696)
	負債・純資産合計	3,339,625

第12期決算公告

令和８年１月29日
東京都港区新橋二丁目20番15号
新橋駅前ビル１号館605
株式会社スペイシー
代表取締役　征矢　貴彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	158,447
	固定資産	169,038
	資産合計	327,486
負債及び純資産の部	流動負債	35,999
	固定負債	92,476
	株主資本	199,010
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△989
	その他利益剰余金	△989
	（うち当期純利益）	(19,526)
	負債・純資産合計	327,486

第12期決算公告

令和８年１月29日
横浜市泉区新橋町195番地
株式会社ハッピーハウス
代表取締役　清水　真弓

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,275
	固定資産	170,148
	合計	187,423
負債及び純資産の部	流動負債	47,128
	固定負債	34,017
	株主資本	106,277
	資本金	5,000
	利益剰余金	101,277
	その他利益剰余金	101,277
	（うち当期純利益）	(8,848)
	合計	187,423

第25期決算公告

令和７年12月23日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号
株式会社みらい共創アドバイザリー

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	265,759
	固定資産	40,085
	合計	305,845
負債及び純資産の部	流動負債	61,465
	賞与引当金	7,673
	役員賞与引当金	1,181
	固定負債	251,000
	株主資本	△6,620
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△126,620
	その他利益剰余金	△126,620
	（うち当期純損失）	(49,573)
	合計	305,845

第13期決算公告

令和７年12月29日
東京都港区芝五丁目26番24号
株式会社スイッチメディア
代表取締役　高山　俊治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	232,846
	固定資産	263,343
	資産合計	496,190
負債及び純資産の部	流動負債	264,666
	固定負債	435,831
	株主資本	△204,307
	資本金	100,000
	資本剰余金	678,017
	資本準備金	678,017
	利益剰余金	△982,325
	その他利益剰余金	△982,325
	（うち当期純利益）	(81,100)
	負債・純資産合計	496,190

第60期決算公告

令和８年１月29日
名古屋市千種区香流橋一丁目２番３号
株式会社茶屋坂自動車学校
代表取締役　鈴木賢一郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	424,804
	固定資産	260,097
	合計	684,902
負債及び純資産の部	流動負債	85,544
	株主資本	599,358
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	549,358
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	548,108
	（うち当期純利益）	(2,781)
	合計	684,902

第62期決算公告

令和７年12月16日
山梨県韮崎市上ノ山3850
昭和産業株式会社
代表取締役会長　岩下　明彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,693,953
	固定資産	2,772,496
	繰延資産	1,278
	合計	6,467,727
負債及び純資産の部	流動負債	607,751
	固定負債	744,246
	株主資本	5,115,730
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	5,045,730
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,038,230
	（うち当期純利益）	(404,112)
	合計	6,467,727

第14期決算公告

令和８年１月29日
石川県白山市福留町370番地
株式会社ウイル・コーポレーション
代表取締役　松浦　昌宏

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,404
	固定資産	478
	合計	2,882
負債及び純資産の部	流動負債	5,333
	固定負債	864
	株主資本	△3,314
	資本金	50
	資本剰余金	23
	利益剰余金	△3,388
	その他利益剰余金	△3,388
	（うち当期純損失）	(1,007)
	合計	2,882

第51期決算公告

令和７年12月16日
東京都目黒区東山三丁目16番19号
東日本コンテナーサービス株式会社
代表取締役　川尻　明夫

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,208,332	流動負債	180,942
固定資産	715,928	固定負債	44,502
		株主資本	1,698,608
		資本金	80,000
		利益剰余金	1,618,608
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,598,608
		（うち当期純利益）	(72,851)
		評価・換算差額等	206
		その他有価証券評価差額金	206
資産合計	1,924,260	負債・純資産合計	1,924,260

第２期決算公告

令和８年１月29日
東京都千代田区五番町２番地14カーサ五番町103号
ＢＡＣＫＳＥＡＴ株式会社
代表取締役　林　　政泰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	662,327	流動負債	91,055
固定資産	318,563	株主資本	690,107
繰延資産	272	資本金	100,000
		資本剰余金	701,000
		資本準備金	400,000
		その他資本剰余金	301,000
		利益剰余金	△110,892
		その他利益剰余金	△110,892
		（うち当期純損失）	(49,523)
		新株予約権	200,000
資産合計	981,163	負債・純資産合計	981,163

第 41 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

長崎県佐世保市浦川内町21番地９

西日本エンジニアリング株式会社

代表取締役　小川　幸男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,180,137
	固定資産	477,538
	合計	1,657,676
負純資債及産のび部	流動負債	410,464
	固定負債	56,956
	株主資本	1,190,255
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,110,255
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,090,255
	（うち当期純利益）	(207,827)
	合計	1,657,676

第４期決算公告

令和８年１月29日

京都市下京区西洞院通六条下る東側町513番地

株式会社ｔｕｔｏｒ

代表取締役　佐野　翔麻

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,843,815
	固定資産	32,809
	資産合計	1,876,624
負純資債及産のび部	流動負債	1,228,043
	固定負債	203,453
	負債合計	1,431,497
	株主資本	445,127
	資本金	100,000
	利益剰余金	345,127
	その他利益剰余金	345,127
	（うち当期純利益）	(335,333)
	純資産合計	445,127
	負債・純資産合計	1,876,624

第 23 期 決 算 公 告

令和８年１月29日

仙台市青葉区中央二丁目９番１号

エドワード・エンターテインメント・グループ株式会社

代表取締役　金野　香織

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	373,067
	固定資産	33,909
	資産合計	406,976
負債及び純資産の部	流動負債	6,591
	固定負債	—
	負債合計	6,591
	株主資本	400,385
	資本金	24,700
	資本剰余金	△900,642
	資本準備金	14,320
	その他資本剰余金	△914,962
	利益剰余金	1,286,327
	利益準備金	7,350
	その他利益剰余金	1,278,977
	（うち当期純利益）	(177,236)
	自己株式	△10,000
	純資産合計	400,385
	負債・純資産合計	406,976

決算公告

令和８年１月29日

兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号

フィデリティインベスト株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,708
	固定資産	38,178
	繰延資産	308
	合計	82,195
負純資債及産のび部	流動負債	25,837
	固定負債	89,518
	株主資本	△ 33,160
	資本金	1
	利益剰余金	△ 33,161
	その他利益剰余金	△ 33,161
	（うち当期純損失）	(33,264)
	合計	82,195

決　算　公　告

令和８年１月29日

兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号

ファーマシーパートナーズ株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157
	固定資産	119,480
	合計	119,637
負純資債及産のび部	流動負債	57,486
	固定負債	78,000
	株主資本	△ 15,848
	資本金	1
	利益剰余金	△ 15,849
	その他利益剰余金	△ 15,849
	（うち当期純損失）	(3,488)
	合計	119,637

第 65 期決算公告

令和７年12月24日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社日本港湾コンサルタント

代表取締役社長　笹部　剛男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,161,186
	固定資産	535,081
	資産合計	3,696,267
負純資債及産のび部	流動負債	2,022,529
	固定負債	872,238
	株主資本	801,500
	資本金	100,000
	資本剰余金	220,000
	資本準備金	220,000
	利益剰余金	481,500
	利益準備金	33,500
	その他利益剰余金	448,000
	（うち当期純利益）	(67,886)
	負債・純資産合計	3,696,267

決　算　公　告

令和８年１月29日

兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号

一般社団法人ｈ－ＩＣＥ事務機構

代表理事　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	124,793
	固定資産	21,400
	合計	146,193
負味債財及産びの正部	流動負債	4,412
	負債合計	4,412
	一般正味財産	141,781
	正味財産合計	141,781
	合計	146,193

第 69 期 決 算 公 告

令和８年１月29日

東京都大田区大森北２－４－18

株式会社ＹＡＭＡＢＩＳＨＩ

代表取締役　蓮池　一憲

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,233,246
	固定資産	1,057,980
	資産合計	2,291,227
負債及び純資産の部	流動負債	508,748
	（うち賞与引当金）	(24,306)
	（うち製品保証引当金）	(8,363)
	固定負債	703,691
	（うち退職給付引当金）	(47,908)
	負債合計	1,212,440
	株主資本	1,059,700
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,029,700
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,027,200
	（うち当期純利益）	(271,586)
	評価・換算差額等	19,086
	その他有価証券評価差額金	19,086
	純資産合計	1,078,786
	負債・純資産合計	2,291,227

第 19 期決算公告

令和８年１月29日

東京都港区六本木六丁目２番31号

株式会社エムジーエイチ・マスターリース

代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,859
	固定資産	91,376
	資産合計	226,236
負純資債及産のび部	流動負債	170,930
	固定負債	91,376
	株主資本	△36,070
	資本金	9,000
	利益剰余金	△45,070
	その他利益剰余金	△45,070
	（うち当期純損失）	(1,554)
	負債・純資産合計	226,236

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月29日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社ジェイピーシーソリューションズ

代表取締役　原田公一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,020
	資産合計	8,020
負純資債及産のび部	流動負債	81,758
	株主資本	△73,738
	資本金	10,000
	利益剰余金	△83,738
	その他利益剰余金	△83,738
	（うち当期純損失）	(22,543)
	負債・純資産合計	8,020

第53期決算公告

令和７年12月19日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号

さくら日本橋ビル７階

ティッセンクルップ・ニューセラ株式会社

代表取締役　繁田　聡

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,827,824
	固定資産	922,291
	有形固定資産	60,177
	投資その他の資産	862,114
	資産合計	**11,750,115**
負債及び純資産の部	流動負債	7,103,048
	賞与引当金	169,359
	有給休暇引当金	22,563
	工事補償引当金	691,748
	固定負債	51,523
	役員退職慰労引当金	21,419
	負債合計	**7,154,571**
	株主資本	4,456,732
	資本金	150,000
	資本剰余金	19,452
	資本準備金	19,452
	利益剰余金	4,287,280
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	4,249,780
	（うち当期純利益）	(2,492,084)
	評価・換算差額等	138,812
	繰延ヘッジ損益	△65,690
	退職給付にかかる調整累計額	204,502
	純資産合計	**4,595,544**
	負債・純資産合計	**11,750,115**

第13期決算公告

令和８年１月29日

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

株式会社京進ランゲージアカデミー

代表取締役　上坊　孝次

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	678,640
	固定資産	105,529
	資産合計	**784,170**
負債及び純資産の部	流動負債	492,537
	固定負債	18,322
	株主資本	273,309
	資本金	60,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	163,309
	その他利益剰余金	163,309
	（うち当期純利益）	(65,161)
	負債・純資産合計	**784,170**

第38期決算公告

令和８年１月29日

東京都荒川区東日暮里五丁目50番８号

株式会社アイ・シー・シー

代表取締役　上坊　孝次

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,131
	固定資産	4,574
	資産合計	**98,705**
負債及び純資産の部	流動負債	301,665
	固定負債	13,844
	株主資本	△216,803
	資本金	20,000
	利益剰余金	△236,803
	その他利益剰余金	△236,803
	（うち当期純損失）	(11,230)
	負債・純資産合計	**98,705**

第38期決算公告

令和８年１月29日

群馬県太田市飯塚町942番地39

株式会社エスケーツール

代表取締役　須沢　幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,470
	固定資産	853
	合計	**8,324**
負債及び純資産の部	流動負債	3,533
	固定負債	10,161
	（うち引当金）	(61)
	株主資本	△5,370
	資本金	25,000
	利益剰余金	△30,370
	その他利益剰余金	△30,370
	（うち当期純損失）	(5,274)
	合計	**8,324**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月九日であり、株主総会の決議は、令和八年一月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

群馬県太田市飯塚町九四二番地三九

株式会社エスケーツール

代表取締役　須沢　幸

第78期決算公告

2026年１月29日

大阪市北区中之島三丁目３番３号

泉株式会社

代表取締役社長　山中　孝文

貸借対照表の要旨

(2025年10月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,425,521
	固定資産	10,319,885
	資産合計	**54,745,405**
負債及び純資産の部	流動負債	7,974,081
	（うち賞与引当金）	(178,065)
	固定負債	1,388,089
	（うち退職給付引当金）	(89,797)
	（うち役員退職慰労引当金）	(176,250)
	負債合計	**9,362,170**
	株主資本	42,818,144
	資本金	450,000
	資本剰余金	83,813
	資本準備金	28,813
	その他資本剰余金	55,000
	利益剰余金	42,886,839
	利益準備金	126,250
	その他利益剰余金	42,760,589
	（うち当期純利益）	(2,017,648)
	自己株式	△ 602,508
	評価・換算差額等	2,565,092
	その他有価証券評価差額金	2,567,761
	繰延ヘッジ損益	△ 2,669
	純資産合計	**45,383,236**
	負債・純資産合計	**54,745,405**

第５期決算公告

令和８年１月29日

東京都新宿区矢来町32番地４

株式会社Kやらい

代表取締役　小角　薫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,502,232
	固定資産	325,790,959
	繰延資産	329,994
	資産合計	**328,623,185**
負債及び純資産の部	流動負債	2,146,426
	固定負債	10,656,816
	株主資本	315,819,943
	資本金	164,500,000
	資本剰余金	162,500,000
	資本準備金	162,500,000
	利益剰余金	△11,180,057
	その他利益剰余金	△11,180,057
	（うち当期純損失）	(6,123,409)
	負債・純資産合計	**328,623,185**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五五五〇万円減少し金九〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区矢来町三二番地四

株式会社Kやらい

代表取締役　小角　薫

第８期決算公告

令和８年１月29日

愛知県名古屋市東区葵三丁目14番３号

株式会社メグラスラボ

代表取締役　飛田　拓哉

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,708
	固定資産	0
	合計	**34,708**
負債及び純資産の部	流動負債	972
	株主資本	33,735
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△6,264
	その他利益剰余金	△6,264
	（うち当期純損失）	(397)
	合計	**34,708**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百万円、資本準備金の額を千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

愛知県名古屋市東区葵三丁目一四番三号

株式会社メグラスラボ

代表取締役　飛田　拓哉

第７期決算公告

令和８年１月29日
東京都文京区本郷六丁目25―14
ｂｅｓｔａｔ株式会社
代表取締役　坂本　尚子（松田　尚子）

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,932
	固定資産	72,707
	資産合計	130,640
負純資産債及の部び	流動負債	29,518
	固定負債	24,034
	株主資本	△27,912
	資本金	6,430
	資本剰余金	2,423
	資本準備金	2,423
	利益剰余金	△36,765
	その他利益剰余金	△36,765
	（うち当期純損失）	(2,684)
	新株予約権	105,000
	負債・純資産合計	130,640

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八百七万八千十一円（うち資本準備金とする額一億八百七万八千十一円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
東京都文京区本郷六丁目二五―一四
ｂｅｓｔａｔ株式会社
代表取締役　坂本　尚子
（松田　尚子）

第27期決算公告

令和８年１月29日
東京都荒川区西日暮里二丁目51番８号
株式会社
ダイナミック・ビジネス・カレッジ
代表取締役　上坊　孝次

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,215
	固定資産	302,591
	資産合計	591,806
負純資産債及の部び	流動負債	233,512
	固定負債	2,189
	株主資本	356,104
	資本金	20,000
	利益剰余金	336,104
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	331,104
	（うち当期純利益）	(42,090)
	負債・純資産合計	591,806

第15期決算公告

令和８年１月29日
東京都渋谷区神宮前５丁目11番１号
ｅｎ　ｏｎｅ　ｔｏｋｙｏ株式会社
代表取締役　新井　暁

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	980,278,532
	固定資産	1,226,404,011
	資産合計	2,206,682,543
負純資産債及の部び	流動負債	304,286,953
	固定負債	851,504,000
	株主資本	1,050,891,590
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,050,791,590
	その他利益剰余金	1,050,791,590
	（うち当期純利益）	(276,417,011)
	負債・純資産合計	2,206,682,543

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社の麺散関連事業に関する権利義務を承継させ、株式会社Ｍｕｓｉｃ　Ｂａｒ　Ｌｉｏｎ（住所東京都渋谷区神宮前五丁目一一番一号）にミュージックバーＬｉｏｎ関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
東京都渋谷区神宮前五丁目一一番一号
ｅｎ　ｏｎｅ　ｔｏｋｙｏ株式会社
代表取締役　新井　暁

第10期決算公告

2026年１月29日
熊本県水俣市浜松町５番98号
ＡＭＩ株式会社
代表取締役ＣＥＯ　小川　晋平

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	422,151
	固定資産	22,970
	合計	445,121
負純資産債及の部び	流動負債	165,850
	賞与引当金	3,800
	固定負債	115,030
	株主資本	164,241
	資本金	10,000
	資本剰余金	526,913
	資本準備金	526,913
	利益剰余金	△372,672
	その他利益剰余金	△372,672
	（うち当期純損失）	(372,672)
	合計	445,121

第70期決算公告

令和８年１月29日
横浜市都筑区川向町1354番地１
友信株式会社
代表取締役　石原　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	144,323
	固定資産	77,587
	合計	221,911
負純資産債及の部び	流動負債	17,655
	固定負債	67,928
	株主資本	136,327
	資本金	20,000
	利益剰余金	116,327
	その他利益剰余金	116,327
	（うち当期純利益）	(9,679)
	合計	221,911

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
横浜市都筑区川向町一三五四番地一
友信株式会社
代表取締役　石原　淳

第13期決算公告

令和７年12月２日
東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
株式会社ＰＥ―ＴｅＲａＳ
代表取締役　梶井公美子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,063
	固定資産	210,298
	繰延資産	880
	資産合計	485,242
負純資産債及の部び	流動負債	79,158
	固定負債	254,215
	株主資本	151,868
	資本金	15,000
	利益剰余金	136,868
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	134,618
	（うち当期純利益）	(25,516)
	負債・純資産合計	485,242

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
長野県長野市大字南長野北石堂町一一七七番地三
（甲）社会福祉法人ジェイエー長野会
理事長　上原　孝義
長野県松本市大字和田二二四〇番三三号
（乙）社会福祉法人松本ハイランド
理事長　松澤　幹夫

甲の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,044
	固定資産	5,559
	基本財産	4,146
	その他の固定資産	1,413
	合計	8,603
負純資産債及の部び	流動負債	761
	固定負債	934
	基本金	1,255
	国庫補助金等特別積立金	2,512
	その他の積立金	592
	次期繰越活動増減差額	2,549
	（うち当期活動増減差額）	(49)
	合計	8,603

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	816
	固定資産	1,139
	基本財産	878
	その他の固定資産	261
	合計	1,955
負純資産債及の部び	流動負債	201
	固定負債	62
	基本金	845
	国庫補助金等特別積立金	335
	その他の積立金	163
	次期繰越活動増減差額	349
	（うち当期活動増減差額）	(18)
	合計	1,955

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

北海道紋別郡遠軽町南町三丁目一番地

（甲）株式会社渡辺組

代表取締役　渡辺　勇喜

北海道紋別郡遠軽町大通南二丁目五番地一

（乙）株式会社オホーツクガストロノミー

代表取締役　福浦　啓二

第７期決算公告　令和８年１月29日

北海道紋別郡遠軽町大通南二丁目５番地１

株式会社オホーツクガストロノミー

代表取締役　福浦　啓二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,160
	固定資産	16,758
	合計	19,919
負純資産債及のび部	流動負債	84
	固定負債	122,763
	株主資本	△102,928
	資本金	10,000
	利益剰余金	△112,928
	その他利益剰余金	△112,928
	（うち当期純損失）	(15,297)
	合計	19,919

第66期決算公告　令和８年１月29日

北海道紋別郡遠軽町南町三丁目１番地

株式会社渡辺組

代表取締役　渡辺　勇喜

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,495,869
	固定資産	6,019,749
	繰延資産	526
	合計	12,516,146
負純資産債及のび部	流動負債	1,660,627
	固定負債	33,853
	株主資本	10,821,665
	資本金	50,065
	利益剰余金	10,771,600
	利益準備金	13,500
	その他利益剰余金	10,758,100
	（うち当期純利益）	(103,518)
	合計	12,516,146

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月七日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

大阪市東淀川区瑞光二丁目一一番一一号

（甲）株式会社アビリティ

代表取締役　舘森　清一

大阪市東淀川区瑞光二丁目一一番一一号

（乙）Ｅｉｇｈｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　舘森　清一

決　算　公　告

令和８年１月29日

大阪市東淀川区瑞光二丁目11番11号

Ｅｉｇｈｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　舘森　清一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,963
	固定資産	108,723
	資産合計	162,686
負純資産債及のび部	流動負債	28,252
	固定負債	114,876
	負債合計	143,128
	株主資本	19,558
	資本金	5,000
	利益剰余金	14,558
	（うち当期純利益）	(5,701)
	純資産合計	19,558
	負債・純資産合計	162,686

決算公告　令和８年１月29日

大阪市東淀川区瑞光二丁目11番11号

株式会社アビリティ

代表取締役　舘森　清一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	169,112
	固定資産	18,781
	繰延資産	206
	資産合計	188,099
負純資産債及のび部	流動負債	36,569
	固定負債	138,123
	負債合計	174,692
	株主資本	13,407
	資本金	1,000
	利益剰余金	12,407
	（うち当期純利益）	(1,826)
	純資産合計	13,407
	負債・純資産合計	188,099

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は甲は令和八年一月十三日、乙は令和八年一月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二四〇頁（号外第一四八号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

東京都中央区築地三丁目五番一〇号

（甲）株式会社日刊スポーツ新聞

東京本社

代表取締役　吉田　昌一

北海道札幌市中央区北三条東三丁目一―三〇

（乙）株式会社日刊スポーツ新聞

北海道本社

代表取締役　森　眞人

第64期決算公告

令和８年１月29日　北海道札幌市中央区北三条東三丁目１―30

株式会社日刊スポーツ新聞北海道本社

代表取締役　森　眞人

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	730,545	流動負債	146,352
固定資産	1,068,913	（賞与引当金）	(6,258)
		固定負債	460,896
		（退職給付引当金）	(133,471)
		（役員退職慰労引当金）	(7,849)
		株主資本	1,192,210
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,231,937
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,224,437
		（うち当期純利益）	(176)
		自己株式	△69,727
資産合計	1,799,458	負債・純資産合計	1,799,458

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日

長野県飯山市大字常盤一二四一番地

（甲）戸狩建設工業株式会社

代表取締役　西堀　敏正

長野県飯山市大字常盤一二四〇番地

（乙）常郷工業株式会社

代表取締役　福澤　俊男

第70期決算公告

令和８年１月29日

長野県飯山市大字常盤1241番地

戸狩建設工業株式会社

代表取締役　西堀　敏正

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,233
	固定資産	4,074
	合計	49,307
負純資産債及のび部	流動負債	1,726
	株主資本	47,581
	資本金	25,000
	利益剰余金	33,396
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	33,386
	（うち当期純損失）	(3,042)
	自己株式	△10,815
	合計	49,307

第46期決算公告

令和８年１月29日

長野県飯山市大字常盤1240番地

常郷工業株式会社

代表取締役　福澤　俊男

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,752
	固定資産	111,618
	合計	280,370
負純資産債及のび部	流動負債	7,965
	株主資本	272,405
	資本金	20,000
	利益剰余金	252,405
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	252,005
	（うち当期純利益）	(10,590)
	合計	280,370

第 26 期 決 算 公 告

令和７年12月18日
東京都港区赤坂２－５－８ヒューリックＪＰ赤坂ビル
日本アバイア株式会社
代表取締役社長　内山　知之

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,288,237	流動負債	3,222,998
固定資産	335,289	賞与引当金	17,497
		固定負債	7,479
		株主資本	1,393,049
		資本金	480,000
		資本剰余金	387,247
		資本準備金	387,247
		利益剰余金	525,802
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	523,302
		（うち当期純損失）	（26,847）
資産合計	4,623,526	負債・純資産合計	4,623,526

第 129 期 決 算 公 告

令和７年12月22日　　静岡県熱海市田原本町９番１号
株式会社エム・オー・エー商事
代表取締役　福田　研作

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,024,383	流動負債	2,589,063
固定資産	2,329,292	固定負債	288,423
有形固定資産	1,660,994	負債合計	2,877,486
無形固定資産	51,149	株主資本	476,188
投資その他の資産	617,148	資本金	100,000
		利益剰余金	376,188
		利益準備金	10,663
		その他利益剰余金	365,525
		（うち当期純利益）	（49,034）
		純資産合計	476,188
資産合計	3,353,675	負債・純資産合計	3,353,675

第 30 期 決 算 公 告

令和８年１月29日
富山市湊入船町３番30号
株式会社ＨＣＳプラス
代表取締役社長　小嶋　達也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	646,937	流動負債	129,029
固定資産	55,437	賞与引当金	61,200
有形固定資産	1,992	その他	67,829
無形固定資産	189	固定負債	20,244
投資その他の資産	53,255	退職給付引当金	20,244
		株主資本	553,101
		資本金	20,000
		利益剰余金	553,101
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	528,101
		（うち当期純利益）	（116,223）
		自己株式	△312,171
資産合計	702,375	負債・純資産合計	702,375

第 40 期 決 算 公 告

令和８年１月29日
東京都豊島区東池袋二丁目23番２号ＵＢＧ東池袋ビル
株式会社オー・エル・ジェイ
代表取締役　上坊　孝次

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	453,140	流動負債	263,215
固定資産	74,074	固定負債	7,331
		株主資本	256,667
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	206,667
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	199,167
		（うち当期純利益）	（64,009）
資産合計	527,214	負債・純資産合計	527,214

第 9 期 決 算 公 告

令和８年１月29日　　神戸市中央区港島中町７－３－１
株式会社ＴＡＳＡＫＩ
代表取締役社長　田島　寿一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	30,393	流動負債	4,467
固定資産	22,720	賞与引当金	209
		その他	9
		固定負債	21,963
		退職給付引当金	2,086
		その他	758
		株主資本	26,682
		資本金	100
		資本剰余金	23,081
		資本準備金	11,592
		その他資本剰余金	11,489
		利益剰余金	3,507
		その他利益剰余金	3,507
		自己株式	△6
資産合計	53,114	負債・純資産合計	53,114

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	27,925	経常利益	3,387
売上原価	8,268	特別利益	4,008
売上総利益	19,657	特別損失	1,482
販売費及び一般管理費	15,225	税引前当期純利益	5,912
営業利益	4,432	法人税、住民税及び事業税	1,054
営業外収益	1,546	法人税等調整額	1,418
営業外費用	2,591	当期純利益	3,440

第 59 期 決 算 公 告

令和７年12月23日　　東京都港区芝浦一丁目２番１号
日本フィッシャ株式会社
代表取締役社長　柴田　昌輝

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,557	流動負債	1,948
固定資産	1,035	賞与引当金	424
有形固定資産	605	役員賞与引当金	7
無形固定資産	18	製品保証引当金	277
投資その他の資産	411	確定受注損失引当金	52
		その他	1,186
		固定負債	135
		役員退職慰労金引当金	117
		その他	18
		負債合計	2,084
		株主資本	3,508
		資本金	860
		利益剰余金	2,648
		利益準備金	215
		その他利益剰余金	2,433
		純資産合計	3,508
資産合計	5,593	負債・純資産合計	5,593

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,305	経常利益	811
売上原価	5,043	特別損失	5
売上総利益	2,262	税引前当期純利益	805
販売費及び一般管理費	1,460	法人税、住民税及び事業税	237
営業利益	801	法人税等調整額	0
営業外収益	20	当期純利益	569
営業外費用	11		

第46期決算公告

令和８年１月29日

東京都品川区北品川四丁目７番35号

シーメンスＥＤＡジャパン株式会社

代表取締役　土田由紀夫

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,562
	固定資産	399
	資産合計	**10,961**
負債及び純資産の部	流動負債	5,428
	特別退職引当金	4
	賞与引当金	294
	株式給付引当金	144
	固定負債	154
	負債合計	**5,583**
	株主資本	5,378
	資本金	480
	資本剰余金	116
	資本準備金	116
	利益剰余金	4,782
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	4,662
	（うち当期純利益）	(1,333)
	純資産合計	**5,378**
	負債・純資産合計	**10,961**

第87期決算公告

令和８年１月29日

東京都港区麻布十番一丁目５番30号

株式会社ｎａｋａｔｏ

代表取締役　榎本　隆司

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,467
	固定資産	61
	資産合計	**1,529**
負債及び純資産の部	流動負債	695
	賞与引当金	1
	その他	694
	固定負債	83
	退職給付引当金	32
	その他	51
	負債合計	**779**
	株主資本	734
	資本金	10
	資本剰余金	11
	資本準備金	11
	利益剰余金	711
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	709
	（うち当期純損失）	(22)
	評価・換算差額等	16
	その他有価証券評価差額金	11
	繰延ヘッジ損益	4
	純資産合計	**750**
	負債・純資産合計	**1,529**

第14期決算公告

令和８年１月29日
大阪府大阪市北区大深町２－２
プライムゲート梅田９－Ｅ
株式会社ロカオプ
代表取締役　縣　將貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	260,762
	固定資産	104,207
	合計	**364,969**
負債及び純資産の部	流動負債	321,234
	固定負債	198,846
	株主資本	△ 155,111
	資本金	329,981
	資本剰余金	109,996
	資本準備金	109,996
	利益剰余金	△ 595,089
	その他利益剰余金	△ 595,089
	（うち当期純利益）	(38,370)
	合計	**364,969**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千九百九十八万一千五百三十六円、資本準備金の額を一億九百九十九万六千三百二十円減少し、それぞれ九千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
大阪府大阪市北区大深町二―二プライムゲート梅田九―Ｅ
株式会社ロカオプ
代表取締役　縣　將貴

第１期決算公告

令和８年１月29日
愛知県名古屋市西区菊井二丁目７番８号
株式会社ピースアイ
代表取締役　伊藤　崇雄

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,697
	固定資産	2,568,349
	合計	**2,585,046**
負債及び純資産の部	流動負債	34,041
	固定負債	2,568,000
	株主資本	△16,995
	資本金	689
	利益剰余金	△17,684
	その他利益剰余金	△17,684
	（うち当期純損失）	(17,684)
	合計	**2,585,046**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億四千二百五十一万九千二百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十九日
愛知県名古屋市西区菊井二丁目七番八号
株式会社ピースアイ
代表取締役　伊藤　崇雄

第12期決算公告

令和８年１月29日
喜多方市関柴町西勝字井戸尻48番地１
会津電力株式会社
代表取締役　礒部　英世

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	326,934
	固定資産	1,261,230
	合計	**1,588,165**
負債及び純資産の部	流動負債	349,964
	固定負債	1,086,714
	株主資本	151,486
	資本金	48,250
	資本剰余金	48,250
	資本準備金	48,250
	利益剰余金	54,986
	利益準備金	755
	その他利益剰余金	54,231
	（うち当期純利益）	(9,039)
	合計	**1,588,165**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十九日
福島県喜多方市関柴町西勝字井戸尻四八番地一
（甲）会津電力株式会社
代表取締役　礒部　英世
福島県喜多方市字天満前八八四五番地三
（乙）アイパワー株式会社
代表取締役　山田　純
福島県喜多方市関柴町西勝字井戸尻四八番地一
（丙）森のちから株式会社
代表取締役　礒部　英世

第３期決算公告

令和８年１月29日
喜多方市関柴町西勝字井戸尻48番地１
森のちから株式会社
代表取締役　礒部　英世

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,311
	固定資産	45,825
	繰延資産	118
	合計	**49,254**
負債及び純資産の部	流動負債	3,553
	固定負債	50,982
	株主資本	△5,280
	資本金	5,000
	利益剰余金	△10,280
	その他利益剰余金	△10,280
	（うち当期純損失）	(8,239)
	合計	**49,254**

第11期決算公告

令和８年１月29日
喜多方市字天満前8845番地３
アイパワー株式会社
代表取締役　山田　純

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,127
	固定資産	280,897
	合計	**314,024**
負債及び純資産の部	流動負債	2,636
	固定負債	298,511
	株主資本	12,876
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,876
	その他利益剰余金	11,876
	（うち当期純利益）	(1,708)
	合計	**314,024**

有料道路自動料金収受システム（ＥＴＣ）用ＩＣカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募の公告

有料道路自動料金収受システム（ＥＴＣ）用ＩＣカードを活用した有料道路の通行に係る料金の決済契約の相手方の公募について、次のとおり公告します。

令和８年１月29日

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

１．公募の概要

本公募は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「公募者」といいます。）が、ＥＴＣ用ＩＣカードを活用した通行料金の決済に係る、取扱契約を締結する者を募集するものです。

２．応募資格

今回の公募に応募できるのは、日本国においてクレジットカードに関する業務を自ら実施する株式会社及び日本における代表者を定め、登記している外国会社とし、詳細は３．により交付する公募要項によります。

３．公募手続

本公募に応募しようとする者は、公募要項を入手の上、手続を行ってください。

⑴　公募要項の入手方法

ア　交付場所

公募者の各ウェブサイト

東日本高速道路株式会社　https://www.e-nexco.co.jp/
中日本高速道路株式会社　https://www.c-nexco.co.jp/corporate/
西日本高速道路株式会社　https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/others/
首都高速道路株式会社　https://www.shutoko.co.jp/
阪神高速道路株式会社　https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
本州四国連絡高速道路株式会社　https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/

イ　交付期間

公告の日から令和８年３月27日まで

⑵　応募方法

ア　受付場所

高速道路トールテクノロジー株式会社
〒108―0075 東京都港区港南一丁目２番70号　品川シーズンテラス28階
電話　03―6862―0014　電子メール　etc-2025entry@toll.co.jp

イ　受付期間

公告の日から令和８年３月27日まで

ウ　受付方法

公募要項に基づき所定の資料を書留郵便等で提出（消印有効）し、併せてＰＤＦ化した電子データを同期限内必着で送付してください。

第３期決算公告

令和８年１月29日
東京都羽村市神明台二丁目６番13号
Ｏｉｓｈｉｉ　Ｆａｒｍ株式会社
代表取締役　古賀　大貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	577,855
	固定資産	2,000
	合計	579,855
負純資産債及びの部	流動負債	197,779
	役員賞与引当金	6,249
	株主資本	382,075
	資本金	1,000
	資本剰余金	649,000
	資本準備金	325,000
	その他資本剰余金	324,000
	利益剰余金	△267,924
	その他利益剰余金	△267,924
	（うち当期純損失）	(267,924)
	合計	579,855

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十九日
鳥取県米子市末広町一二七番地
（甲）下記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

鳥取県米子市末広町一二七番地
代表取締役（甲）山陰石油株式会社
取締役　坂口　元昭
鳥取県米子市末広町一二七番地
（乙）有限会社馬庭商店
取締役　坂口　元昭

第５期決算公告

令和８年１月29日

東京都港区南青山二丁目22番14号

フォンテ青山５階

ひろのぶと株式会社

代表取締役　岡崎　泰延（田中　泰延）

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,638
	固定資産	28,520
	繰延資産	363
	合計	73,522
負純資産債及びの部	流動負債	3,911
	固定負債	21,020
	株主資本	48,591
	資本金	90,375
	資本剰余金	89,575
	資本準備金	89,575
	利益剰余金	△131,359
	その他利益剰余金	△131,359
	（うち当期純損失）	(30,033)
	合計	73,522

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十九日
東京都港区南青山二丁目二二番一四号
フォンテ青山五階
（甲）ひろのぶと株式会社
代表取締役　岡崎　泰延（田中　泰延）
東京都中央区築地一丁目八番一号亀井橋ビル六階
代表取締役　岡崎　泰延（田中　泰延）
（乙）株式会社街クリ
代表取締役　岡崎　泰延（田中　泰延）

第１期決算公告

令和８年１月29日
東京都中央区築地一丁目８番１号
亀井橋ビル６階
株式会社街クリ
代表取締役　岡崎　泰延（田中　泰延）

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,018
	固定資産	46,260
	繰延資産	357
	合計	50,635
負純資産債及びの部	流動負債	135
	株主資本	50,500
	資本金	51,013
	利益剰余金	△512
	その他利益剰余金	△512
	（うち当期純損失）	(512)
	合計	50,635

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十九日
鳥取県米子市末広町一二七番地
（甲）下記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

鳥取県米子市末広町一二七番地
代表取締役（甲）山陰石油株式会社
取締役　坂口　元昭
鳥取県米子市末広町一二七番地
（乙）有限会社馬庭商店
取締役　坂口　元昭

第74期決算公告

令和８年１月29日

鳥取県米子市末広町127番地

山陰石油株式会社

代表取締役　坂口　元昭

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	984,967
	固定資産	2,331,394
	合計	3,316,362
負債及び純資産の部	流動負債	561,407
	法人税等引当金	14,157
	諸費用引当金	10,000
	固定負債	2,106,469
	除却資産償却引当金	14,784
	退職給付引当金	20,000
	株主資本	648,485
	資本金	27,700
	資本金剰余金	62,300
	資本準備金	62,300
	利益剰余金	558,485
	利益準備金	6,142
	別途積立金	392,556
	圧縮積立金	62,086
	役員退職積立金	110
	繰越利益剰余金	97,589
	（うち当期純利益）	(58,303)
	合計	3,316,362